

議案第16号

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年9月天理市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(奈良県が法第18条の27第1項に  
規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は奈良県の区域に係る法  
第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。